

## 市第 90 号議案 横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会条例の制定

### 1 趣旨

横浜南部市場のにぎわいの創出を目的とした施設の適正な整備等を図る目的で、市長の附属機関として、「横浜南部市場にぎわい創出事業者選定委員会」を設置します。

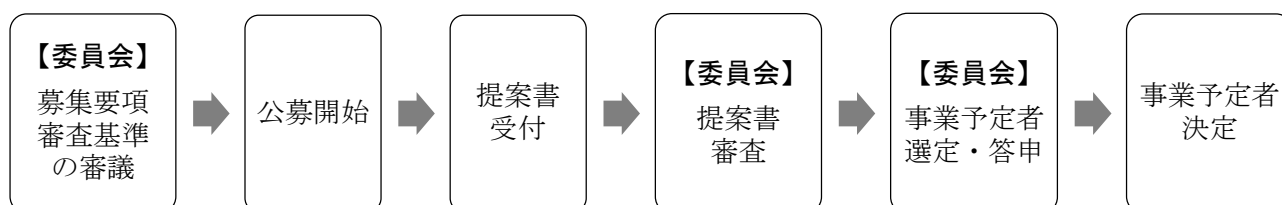
### 2 委員会の概要

所掌事務	市長の諮問に応じて、次の事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。 (1) にぎわいの創出を目的とした施設の整備等を行う事業者の選定に関すること (2) その他横浜南部市場のにぎわいの創出に関し市長が必要と認める事項
委員	構成：学識経験者等 7人以内 (食に関する分野、まちづくり、不動産、会計及び法律分野等を想定) 任期：事業者の選定に係る答申を市長が受けた日まで
臨時委員	構成：特別の事項の審議等に係る分野の学識経験者等 若干名 任期：特別の事項に関する審議等が終了した時まで
施行日	公布の日
失効日	事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限りで効力を失う

### 3 スケジュール（予定）

- 27年度 事業者公募手続（審査委員会設置、募集要項作成、事業者公募等）  
28年度～ 事業予定者決定・契約、施設整備着手

（参考）事業予定者選定の流れ

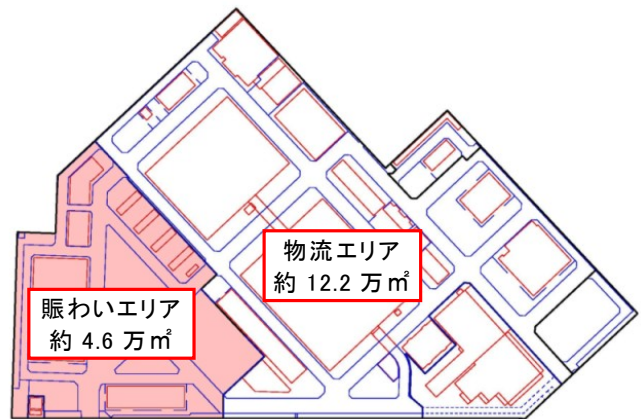


(参考資料) 横浜南部市場におけるにぎわい創出について

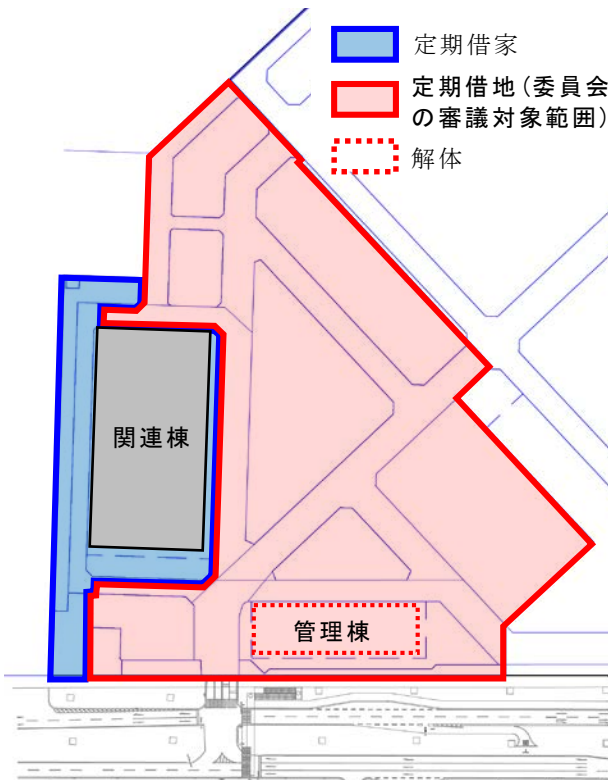
●現状

南部市場は今年3月に中央卸売市場を廃止し、4月からは、約12.2万㎡の「物流エリア」については、本場を補完する加工・配送、流通の場として引き続き活用しています。

また、約4.6万㎡の「賑わいエリア」は、消費者等にかかれた業態化として、にぎわい創出のために、民間事業者の公募等の検討を進めています。



●賑わいエリアの貸付方法



【貸付方法の概要】

賑わいエリア約4.6万㎡を、定期借家、事業用定期借地により貸付けます。

○定期借家部分

関連棟(延床面積約9千㎡)は、約1万㎡の土地を含め、基本方針で定める「物流エリアの青果・水産・花き部門の支援的な役割」を担っている関連事業者で組織する協同組合に、1棟貸しとする方向で検討を進めます。

○定期借地部分(委員会の審議対象範囲)

賑わいエリアのうち約3.6万㎡の土地は、施設の設計・建設・管理運営等を行う事業者を公募し、20年間の事業用定期借地として貸付けます。

●定期借地部分(委員会の審議対象範囲)の公募条件イメージ

用途	「食」要素(物販、飲食)は必須とし、その他要素の併設は認める。
建築上の制限等	建ぺい率(60%)、容積率(200%)、高さ制限(31m)は現行のとおり。 地区計画を策定し、工業地域で規制されている延床面積が1万㎡を超える集客施設の建築を可能とする予定
既存施設の活用	管理棟は解体し更地化する。 関連棟は公募範囲から除外し、別途活用する。
その他	新施設に入居する関連事業者の賃料については一定の配慮を検討する。 関連棟と連携した賑わいを創出する。